

# 新たに食品に関する営業を始められる皆さんへ

## —食品関係営業届出の手引—

平成30年6月に食品衛生法が改正され、原則として全ての営業者に HACCPに沿った衛生管理が求められることになりました。

これに伴い、営業許可の対象となる営業以外であっても、保健所がその所在を把握し、必要な指導を行っていくため、営業届出の制度が創設されました。

下図 **届出業種** は管轄の保健所に届出する必要があります。

### 届出業種

**許可業種** と **許可や届出が不要な業種** 以外の営業が届出の対象（以下は例示です）

#### 製造・加工業の例

- ・農産保存食料品製造業
- ・菓子種製造業
- ・粉末食品製造業
- ・精米・精麦業
- ・合成樹脂製の器具/容器包装製造業

#### 調理業の例

- ・集団給食(調理を委託する場合、飲食店営業の許可になる場合あり)
- ・調理機能を有する自動販売機(高度な機能を有し、屋内に設置されたもの)

#### 販売業の例

- ・乳類販売業
- ・食肉販売業(包装品の販売のみ)
- ・魚介類販売業(包装品の販売のみ)
- ・野菜果物販売業
- ・弁当などの食品販売業

### 許可業種

分類	業種
調理業	飲食店営業 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業
製造業	菓子製造業、アイスクリーム類製造業、乳製品製造業、清涼飲料水製造業、食肉製品製造業、水産製品製造業、氷雪製造業、液卵製造業、食用油脂製造業、みそ又はしょうゆ製造業、酒類製造業、豆腐製造業、納豆製造業、麺類製造業、そうざい製造業、複合型そうざい製造業、冷凍食品製造業、複合型冷凍食品製造業、漬物製造業、密封包装食品製造業、食品の小分け業、添加物製造業
処理業	集乳業、乳処理業、特別牛乳搾取処理業、食肉処理業、食品の放射線照射業
販売業	食肉販売業(※)、魚介類販売業(※)、魚介類競り売り営業

※ 包装品の販売のみの場合を除く

### 許可や届出が不要な業種

- 1 食品又は添加物の輸入業
  - 2 食品又は添加物の貯蔵又は運搬のみをする営業(ただし、冷凍又は冷蔵倉庫業は届出が必要な業種)
  - 3 常温で保存しても腐敗、変敗その他品質の劣化による食品衛生上の危害の発生の恐れがない包装食品又は添加物の販売業(カップ麺や包装されたスナック菓子等)
  - 4 合成樹脂以外の器具・容器包装の製造業
  - 5 器具・容器包装の輸入又は販売業
- このほか、学校・病院等の営業以外の給食施設のうち1回の提供食数が20食程度未満の施設や、農家・漁家が行う採取の一部とみなせる行為(出荷前の調整等)についても、営業届出は不要です。

届出は許可業種と許可や届出が不要な業種以外の全ての営業が対象です。営業を開始する前に、営業所所在地の地域を管轄する保健所への届出が必要になります。

このパンフレットは、営業届出書類の書き方等について、皆さんに分かりやすいよう要点を解説しました。詳細については、生活衛生課食品衛生担当にお問い合わせください。



# 営業届出の手続

## 届出書類の提出

- 1 営業届出書 1通（控えが必要な場合は2通）
- 2 食品衛生責任者の資格（p3表1参照）を証明するもの（食品衛生責任者手帳等）

（法人の場合）

法人番号、本社所在地、代表者氏名等を確認するため登記事項証明書（コピー可）の添付をお願いいたします。

なお、営業届出は厚生労働省のシステムでオンラインにより提出することもできます。

食品衛生申請等システム <https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>

（PCによるアクセスをお勧めしています。スマートフォンの場合は、PC画面が

確認できるようにスマートフォン用表示をデスクトップ用表示に切り替えてください。）



## 届出手続の留意点

- 届出にあたって手数料はかかりません。
- 手続後に届出済証などの発行はありません。届出した控えが必要な方は、営業届出書に收受印を押したものを渡しますので、営業届出書を2通（提出用、控え）用意して窓口に提出してください。
- 許可営業を行う営業者が届出営業も行う場合は、営業許可の申請に加え、営業の届出も行う必要があります。  
例：カフェでの食事の提供に加え、仕入れた包装品の豆腐（要冷蔵品）の物品販売をする。  
→飲食店営業の許可に加え、豆腐の物品販売について届出が必要
- 同じ施設で複数の届出が必要な行為を行う場合は、代表的な業種について届出が必要です。  
例：野菜果物販売店において野菜、果物の販売の他、包装品の弁当、食肉等の販売を行う。  
→代表的な業種（この場合は野菜果物販売業）について届出が必要

## 届出後に必要なことは？

- 営業許可とは異なり更新の手続きはありませんが、届出事項に変更があった場合は変更の届出が、営業を廃止した場合は廃業の届出が必要です。
- 営業するにあたっては衛生管理の基準を遵守しなければなりません。  
詳細については以下のウェブサイトをご確認ください。

食品、添加物を取り扱う際の衛生管理の基準

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/shokuhin//kaisei/haccp.html>



器具・容器包装を製造する際の衛生管理の基準

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/shokuhin//kaisei/kigyuyoukihousou.html>



# 営業届の書き方（例1）

## 例1：個人が固定店舗で野菜などを販売する場合

(表) ※

【許可・届出共通】  
第3号様式（第5条関係）

令和3年10月1日  
整理番号：  
※申請者、届出者による記載は不要です。

杉並区杉並保健所長 宛

営業許可申請書・**営業届**（**新規**、継続）

食品衛生法（第55条第1項・第57条第1項）の規定に基づき、次のとおり関係書類を提出します。

※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。  
申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（チェック欄）

申請者・届出者情報	郵便番号：000-0000 電子メールアドレス：@	電話番号：000-0000-0000 FAX番号：	申請者・届出者住所 杉並区 〇〇 一丁目 2番 3号	法人番号：
	(ふりがな) すぎなみ たろう	(生年月日) 昭和・平成 55年5月5日生	申請者・届出者氏名 杉並 太郎	
営業施設情報	郵便番号：000-0000 電子メールアドレス：@	電話番号：000-0000-0000 FAX番号：	施設の所在地 杉並区 〇〇 二丁目 3番 4号	ビル名 〇〇ビル 5階
	(ふりがな) なみすけせい か		施設の名称、屋号又は商号 なみすけ青果	
	(ふりがな) すぎなみ たろう	資格の種類 食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥	食品衛生責任者の氏名 杉並 太郎	受講した講習会 東京都知事等の講習会(適正と認める場合を含む。) 講習会名称 東京都 令和3年5月31日 番号 012345号
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装 野菜	自由記載 果実、弁当、牛乳、豆腐など	自動販売機の型番	業態
	HACCPの取組 ※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は、新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理			
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設 <input type="checkbox"/>			
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。 <input type="checkbox"/>			
営業届出	営業の形態 1 野菜果物販売業	備考		
担当者	(ふりがな) すぎなみ じろう 担当者氏名 杉並 次郎	電話番号 000-0000-0000		

営業届に○を付ける。

新規に○を付ける。

営業届出の情報は国のオープンデータとして公開される。  
チェックを付けた場合は国のオープンデータでは非公開となる。

届出者の方の電話番号、住所、氏名、生年月日などを記載する。

営業施設の電話番号、所在地、名称などを記載する。

食品衛生責任者の氏名、資格の種類を記載する(下図表1参照)。

営業施設で主として取り扱う食品等について表2から選んで記載する(p.5参照)。その他取り扱う食品等の情報は「自由記載」欄に記載する。

営業の形態を表3(p.5参照)から選んで記載する。

届出手続の担当者の氏名・電話番号を記載する。(上記申請者と同一の場合は不要)

※裏面は許可申請の場合に使用するため、届出の場合は記載不要です。

表1【食品衛生責任者の資格】

資格の種類は以下のとおりです。該当するものに○をつけてください。

食管：食品衛生管理者 食監：食品衛生監視員 調：調理師 製：製菓衛生師 栄：栄養士

船舶：船舶料理士 と畜：衛生管理責任者（と畜場法） 食鳥：食鳥処理衛生管理者

食品衛生責任者の養成講習会を受講した方は都道府県知事等の講習会に○をつけ、受講した講習会の名称（都道府県名等）と受講年月日、番号を記載してください。

# 営業届の書き方（例2）

## 例2：法人が仕入れた弁当（包装品）などを自動車で販売する場合

（表）※1

【許可・届出共通】  
第3号様式（第5条関係）

令和3年 10月 1日  
整理番号：  
※申請者、届出者による記載は不要です。

**杉並区杉並保健所長 宛**

営業許可申請書・**営業届**（**新規**、継続）

食品衛生法（第55条第1項・第57条第1項）の規定に基づき、次のとおり関係書類を提出します。

※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。  
申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（チェック欄☑）

申請者・届出者情報	郵便番号：000-0000 電子メールアドレス：@	電話番号：000-0000-0000 FAX番号：	法人番号：0000000000000
申請者・届出者住所	※法人にあつては、所在地 <b>杉並区 〇〇一丁目1番1号 〇〇ビル 1階</b>		
（ふりがな）	<b>すぎなみべんとうはんぱい</b>		（生年月日） 昭和・平成 年 月 日生
申請者・届出者氏名	※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名 <b>株式会社杉並弁当販売 代表取締役 杉並 一郎</b>		
郵便番号：000-0000 電子メールアドレス：@	電話番号：000-0000-0000 FAX番号：	施設名 <b>区内一円 丁目 番号 ビル名</b> <b>杉並区</b>	
（ふりがな）	<b>ーなみすけべんとう</b>		
施設の名称、屋号又は商号	<b>なみすけ弁当</b>		
（ふりがな）	<b>すぎなみ なるう</b>		資格の種類 食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥 受講した講習会 東京都知事等の講習会 講習会名称 番号 <b>東京都知事 012345号</b> 年 月 日
食品衛生責任者の氏名	※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。 <b>杉並 太郎</b>		
主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載 <b>弁当、そうざい</b>		
自動販売機の型番	業態		
HACCPの取組	※引き続き営業許可を受けようとする場合に限り、ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は、新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理		
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設 <input type="checkbox"/>		
輸出食品取扱施設	※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。 <input type="checkbox"/>		
営業届出	営業の形態	備考	
1	<b>弁当販売業</b>	<b>杉並〇〇 な〇〇-〇〇〇</b>	
2			
3			
担当者	（ふりがな） 担当者氏名	電話番号	
	<b>すぎなみ じろう</b> <b>杉並 次郎</b>	<b>000-0000-0000</b>	

営業届に○を付ける。

新規に○を付ける。

営業許可の情報は国のオープンデータとして公開される。チェックを付けた場合は国のオープンデータでは非公開となる。

法人の場合は、本社の電話番号、法人番号(13桁)、登記上の本社所在地、法人名、代表者氏名などを記載する。

【自動車での営業など移動しながら営業する場合】  
施設の所在地は「区内一円」と記載する。  
(注意)営業場所を管轄する保健所ごとに届出が必要となる。

食品衛生責任者の氏名、資格の種類を記載する  
(下図表1参照)。

営業施設で主として取り扱う食品等について表2から選んで記載する(p.5参照)。  
その他取り扱う食品等の情報は「自由記載」欄に記載する。

営業の形態を表3から選んで記載する(p.5参照)。自動車での営業する場合は備考欄に自動車登録番号を記載する。

届出手続きの担当者の氏名・電話番号を記載する。(上記申請者と同一の場合は不要)

（参考）「主として取り扱う食品等」と「営業の形態」の記載例

営業の方法	主として取り扱う食品等 (表2から選ぶ)	営業の形態 (表3から選ぶ)
コンビニエンスストアで弁当、乳製品、食肉、魚介類などを販売する場合	調理食品	コンビニエンスストア
学校などで給食を提供する場合	調理食品	集団給食
屋外で弁当を移動しながら販売する場合(自動車での営業以外の場合)	調理食品	行商
コップ式自動販売機※2でコーヒーなどの清涼飲料水を販売する場合(自動洗浄装置等の高度な機能を有し屋内に設置)	飲料自動販売機	コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置)

※1 裏面は許可申請の場合に使用するため、届出の場合は記載不要です。  
※2 自動販売機で営業する場合は営業施設情報の【自動販売機の型番】を記載する

表2 主として取り扱う食品等

分類	主として取り扱う食品等
自動販売機	飲料自動販売機
	食品自動販売機
農産食品	米穀
	麦類
	雑穀
	豆類（種子用及び未成熟のものを除く。）
	粉類（雑粉、豆粉、いも粉等を含む。）
	でん粉
	野菜
	果実
その他の農産食品	
畜産食品	生鮮肉類（冷蔵又は冷凍鮮肉を含むが冷凍食品は除く。）
	乳
	食用鳥卵
	はちみつ
	その他の畜産食品（加工製品を除く。）
水産食品	魚類
	貝類
	水産動物類（魚類、貝類及び海産ほ乳類を除く。）
	海産ほ乳動物類
	海藻類
農産加工食品	野菜加工品
	果実加工品
	茶、コーヒー及びココアの調製品
	香辛料
	めん・パン類
	穀類加工品
	菓子類
	豆類の調製品
	その他の農産加工食品
畜産加工食品	肉製品
	酪農製品
	加工卵製品
	その他の畜産加工食品
水産加工食品	加工魚介類
	加工海藻類
	その他の水産加工食品
その他の食料品	調味料及びスープ
	食用油脂
	調理食品
	他に分類されない食料品
飲料、氷	アルコールを含まない飲料
	アルコールを含む飲料（医薬用を除く。）
	氷
添加物	添加物
器具	合成樹脂製の器具
容器包装	合成樹脂製の容器包装

(日本標準商品分類)

表3 営業の形態（届出業種）

営業の形態	
1	魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）
2	食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）
3	乳類販売業
4	氷雪販売業
5	コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）
6	弁当販売業
7	野菜果物販売業
8	米穀類販売業
9	通信販売・訪問販売による販売業
10	コンビニエンスストア
11	百貨店、総合スーパー
12	自動販売機による販売業（5コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）及び営業許可の対象となる自動販売機を除く。）
13	その他の食料・飲料販売業
14	添加物製造・加工業（食品衛生法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）
15	いわゆる健康食品の製造・加工業
16	コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）
17	農産保存食料品製造・加工業
18	調味料製造・加工業
19	糖類製造・加工業
20	精穀・製粉業
21	製茶業
22	海藻製造・加工業
23	卵選別包装業
24	その他の食料品製造・加工業
25	行商
26	集団給食施設
27	器具、容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）
28	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの
29	その他